

③ 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動(退職・転勤・休職など)があった場合には翌月の10日までに必ず提出してください。
 ◎1月1日以降に退職される方の未徴収税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。

(提出先) 松山市長	給 特 義 別 務 徴 収 者	所在地	〒△△△-△△△△ 松山市二番町1111番地		特別徴収義務者 指定番号	000001234				
		氏名又は名称	〇〇商事株式会社		宛番号	3				
令和5年11月7日提出		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		担当者 連絡先	所属	人事部経理課			
					氏名	愛媛 一郎				
					電話	(089) 〇〇〇-×××× 内線(△△△△)				
給 与 所 得 者	フリガナ	ナカジマ ジロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏名	中島 次郎								
	生年月日	T・S・H 48年1月1日								
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			6 月から	11 月から	R5 年	1 退職	1 特別徴収継続	
	受給者番号	03456			10 月まで	5 月まで	10 月	2 転勤	2 一括徴収	
1月1日 現在の住所	松山市二番町〇丁目〇番地〇					31 日	3 休職・長欠	3 普通徴収 (本人納付)		
異動後の 住所	松山市三番町△丁目△番地△		12,000 円	5,000 円	7,000 円		4 死亡			
							5 支払少額・不定期			
							6 合併・解散			
							7 その他()			

マイナンバー制度の導入に伴い、平成29年1月1日以降の提出分から給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)、給与所得者の個人番号の記入が必要となりました。

宛番号とは、各給与所得者に割り当てている通し番号です。「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載しています。

(ア) …異動された方の1年間の税額
 (イ) …事業所に徴収できた該当月とその合計額
 (ウ) …残りの税額

異動される方の月割額及び転勤先での徴収開始月について、新しい勤務先へ事前に必ず連絡したうえでご記入ください。また、事前の連絡にて新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号が確認できた場合は指定番号欄をご記入ください。

1. 特別徴収継続の場合										
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	0000002345		新規	法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4				新しい勤務先へは、月割額 1,000 円を
	所在地	〒△△△-△△△△ 松山市三番町222番地		担当者 連絡先	所属	経理部				1 1 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	フリガナ	バツバツサンギョウ		氏名	松山 三郎				受給者番号	03456
	氏名又は名称	××産業株式会社		電話	(089) 〇〇〇-×××× 内線(△△△△)				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合									
理由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、			
	<input type="checkbox"/>	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円		<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。			

3. 普通徴収の場合									
理由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		※市町村記入欄					
	<input type="checkbox"/>	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため							
	<input type="checkbox"/>	3. 死亡による退職であるため							